

ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・ 犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・ 犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニ コーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ ・ポモナ）混合（アジュバント加）ワクチン（シー ド）

令和3年6月3日(告示第941号)新規追加

1 定義

シードロット規格に適合した弱毒ジステンパーウイルス、弱毒犬アデノウイルス（2型）、弱毒犬パラインフルエンザウイルス及び弱毒犬パルボウイルスを同規格に適合した株化細胞で増殖させて得たウイルス液と、シードロット規格に適合したレプトスピラ・カニコーラ（以下この項において「L・カニコーラ」という。）、レプトスピラ・イクテロヘモラジー（以下この項において「L・イクテロヘモラジー」という。）、レプトスピラ・グリッポチフォーサ（以下この項において「L・グリッポチフォーサ」という。）及びレプトスピラ・ポモナ（以下この項において「L・ポモナ」という。）の全培養菌液を不活化したものの混合液を凍結乾燥したワクチン（以下この項において「混合乾燥ワクチン」という。）と、シードロット規格に適合した犬コロナウイルスを同規格に適合した株化細胞で増殖させて得たウイルス液を不活化してアルミニウムゲルアジュバントを加えたワクチン（以下この項において「液状不活化ワクチン」という。）とを組み合わせたワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 ジステンパーウイルス

2.1.1.1 名称

弱毒ジステンパーウイルスN-CDV株又はこれと同等と認められた株

2.1.1.2 性状

犬に注射しても病原性を示さない。犬腎株化細胞又は感受性のある培養細胞に接種すると、CPEを伴って増殖するが、発育鶏卵の漿尿膜上に接種しても病変を示さない。

2.1.1.3 マスターシードウイルス

2.1.1.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、犬腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

マスターシードウイルスについて、3.1.1の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その最高継代数とする。

2.1.1.4 ワーキングシードウイルス

2.1.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、犬腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖及び継代する。ワーキングシードウイルスは、凍結して -70°C 以下又は凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2の試験を行う。

2.1.1.5 プロダクションシードウイルス

2.1.1.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、犬腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -70°C 以下又は凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3の試験を行う。

2.1.2 犬アデノウイルス（2型）

2.1.2.1 名称

弱毒犬アデノウイルス（2型）マンハッタン株又はこれと同等と認められた株

2.1.2.2 性状

犬に注射しても病原性を示さない。感受性のある培養細胞に接種すると、CPEを伴って増殖する。

2.1.2.3 マスターシードウイルス

2.1.2.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、犬腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70°C 以下又は凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

マスターシードウイルスについて、3.1.1の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その最高継代数とする。

2.1.2.4 ワーキングシードウイルス

2.1.2.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、犬腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖及び継代する。ワーキングシードウイルスは、凍結して -70°C 以下又は凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2の試験を行う。

2.1.2.5 プロダクションシードウイルス

2.1.2.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、犬腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -70°C 以下又は凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3の試験を行う。

2.1.3 犬パラインフルエンザウイルス

2.1.3.1 名称

弱毒犬パラインフルエンザウイルスNL-CPI-5株又はこれと同等と認められた株

2.1.3.2 性状

犬に注射しても病原性を示さない。犬腎培養細胞に接種すると増殖し、細胞はモルモット赤血球を吸着する。

2.1.3.3 マスターシードウイルス

2.1.3.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、犬腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70°C 以下又は凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

マスターシードウイルスについて、3.1.1の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その最高継代数とする。

2.1.3.4 ワーキングシードウイルス

2.1.3.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、犬腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖及び継代する。ワーキングシードウイルスは、凍結して -70°C 以下又は凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2の試験を行う。

2.1.3.5 プロダクションシードウイルス

2.1.3.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、犬腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -70°C 以下又は凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3の試験を行う。

2.1.4 犬パルボウイルス

2.1.4.1 名称

弱毒犬パルボウイルスNL-35-D-LP株又は製造に相当と認められた株

2.1.4.2 性状

犬に注射しても病原性を示さない。犬及び猫由来細胞で核内封入体を伴って増殖し、その培養ウイルス液は豚及び猿の赤血球を凝集する。

2.1.4.3 マスターシードウイルス

2.1.4.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、犬腎株化細胞又は相当と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70°C 以下又は凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

マスターシードウイルスについて、3.1.1の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その最高継代数とする。

2.1.4.4 ワーキングシードウイルス

2.1.4.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、犬腎株化細胞又は相当と認められた細胞で増殖及び継代する。ワーキングシードウイルスは、凍結して -70°C 以下又は凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2の試験を行う。

2.1.4.5 プロダクションシードウイルス

2.1.4.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、犬腎株化細胞又は相当と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -70°C 以下又は凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3の試験を行う。

2.1.5 犬コロナウイルス

2.1.5.1 名称

犬コロナウイルスNL-18株又はこれと同等と認められた株

2.1.5.2 性状

感受性のある培養細胞に接種すると、CPEを伴って増殖する。

2.1.5.3 マスターシードウイルス

2.1.5.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、猫腎株化細胞又は相当と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して $-$

70°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

マスターシードウイルスについて、3.1.1の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その最高継代数とする。

2.1.5.4 ワーキングシードウイルス

2.1.5.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、猫腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖及び継代する。ワーキングシードウイルスは、凍結して-70°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2の試験を行う。

2.1.5.5 プロダクションシードウイルス

2.1.5.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、猫腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して-70°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3の試験を行う。

2.1.6 L・カニコーラ

2.1.6.1 名称

L・カニコーラC-51株又はこれと同等と認められた株

2.1.6.2 性状

モルモット及びハムスターの腹腔内に注射すると増殖する。抗L・カニコーラ血清（付記1）に対して特異的に凝集する。

2.1.6.3 マスターシード菌

2.1.6.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシード菌は、適当と認められた培地で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシード菌は、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して-60°C以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

マスターシード菌について、3.1.4の試験を行う。

マスターシード菌は、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシード菌から小分製品までの最高継代数は、20代以内でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その最高継代数とする。

2.1.6.4 ワーキングシード菌

2.1.6.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシード菌は、適当と認められた培地で増殖及び継代する。

ワーキングシード菌は、凍結して-30°C以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に

認められた場合には、その保存温度とする。

ワーキングシード菌について、3.1.5の試験を行う。

2.1.6.5 プロダクションシード菌

2.1.6.5.1 増殖及び保存

プロダクションシード菌は、適当と認められた培地で増殖させる。

プロダクションシード菌を保存する場合は、凍結して -30°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認められた場合には、その保存温度とする。

プロダクションシード菌を保存する場合は、3.1.6の試験を行う。

2.1.7 L・イクテロヘモラジー

2.1.7.1 名称

L・イクテロヘモラジーNADL11403株又はこれと同等と認められた株

2.1.7.2 由来

2.1.7.2.1 性状

モルモット及びハムスターの腹腔内に注射すると、増殖する。

抗L・イクテロヘモラジー血清（付記2）に対して特異的に凝集する。

2.1.7.3 マスターシード菌

2.1.7.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシード菌は、適当と認められた培地で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシード菌は、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -60°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認められた場合には、その保存温度とする。

マスターシード菌について、3.1.4の試験を行う。

マスターシード菌は、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシード菌から小分製品までの継代数は、20代以内でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認められた場合には、その最高継代数とする。

2.1.7.4 ワーキングシード菌

2.1.7.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシード菌は、適当と認められた培地で増殖及び継代する。

ワーキングシード菌は、凍結して -30°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認められた場合には、その保存温度とする。

ワーキングシード菌について、3.1.5の試験を行う。

2.1.7.5 プロダクションシード菌

2.1.7.5.1 増殖及び保存

プロダクションシード菌は、適当と認められた培地で増殖させる。

プロダクションシード菌を保存する場合は、凍結して -30°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認められた場合には、その保存温度とする。

プロダクションシード菌を保存する場合は、3.1.6の試験を行う。

2.1.8 L・グリッポチフォーサ

2.1.8.1 名称

L・グリッポチフォーサMAL1540株又はこれと同等と認められた株

2.1.8.2 由来

2.1.8.2.1 性状

ハムスターに非致死性である。抗L・グリップチフォーサ血清（付記3）に対して特異的に凝集する。

2.1.8.3 マスターシード菌

2.1.8.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシード菌は、適当と認められた培地で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシード菌は、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -60°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

マスターシード菌について、3.1.4の試験を行う。

マスターシード菌は、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシード菌から小分製品までの継代数は、20代以内でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その最高継代数とする。

2.1.8.4 ワーキングシード菌

2.1.8.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシード菌は、適当と認められた培地で増殖及び継代する。

ワーキングシード菌は、凍結して -30°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

ワーキングシード菌について、3.1.5の試験を行う。

2.1.8.5 プロダクションシード菌

2.1.8.5.1 増殖及び保存

プロダクションシード菌は、適当と認められた培地で増殖させる。

プロダクションシード菌を保存する場合は、凍結して -30°C 以下で保存する。ただし農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

プロダクションシード菌を保存する場合は、3.1.6の試験を行う。

2.1.9 L・ポモナ

2.1.9.1 名称

L・ポモナT262株又はこれと同等と認められた株

2.1.9.2 由来

2.1.9.2.1 性状

ハムスターに非致死性である。抗L・ポモナ血清（付記4）に対して特異的に凝集する。

2.1.9.3 マスターシード菌

2.1.9.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシード菌は、適当と認められた培地で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシード菌は、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -60°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

マスターシード菌について、3.1.4の試験を行う。

マスターシード菌は、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシード菌から

小分製品までの継代数は、20代以内でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その最高継代数とする。

2.1.9.4 ワーキングシード菌

2.1.9.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシード菌は、適当と認められた培地で増殖及び継代する。

ワーキングシード菌は、凍結して -30°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

ワーキングシード菌について、3.1.5の試験を行う。

2.1.9.5 プロダクションシード菌

2.1.9.5.1 増殖及び保存

プロダクションシード菌は、適当と認められた培地で増殖させる。

プロダクションシード菌を保存する場合は、凍結して -30°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

プロダクションシード菌を保存する場合は、3.1.6の試験を行う。

2.2 製造用材料

2.2.1 ジステンパーウイルス

2.2.1.1 株化細胞

犬腎株化細胞又は製造に適当と認められた株化細胞を用いる。

2.2.1.2 培養液

製造に適当と認められた培養液を用いる。

2.2.1.3 マスターセルシード

2.2.1.3.1 作製、保存及びプロダクションセルシードまでの最高継代数

マスターセルシードは、2.2.1.2の培養液で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターセルシードは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

マスターセルシードについて、3.2.1の試験を行う。

マスターセルシードは、ワクチンの製造又は試験以外の目的で継代しない。マスターセルシードからプロダクションセルシードまでの最高継代数は、20代以内でなければならない。

2.2.1.4 ワーキングセルシード

2.2.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングセルシードは、2.2.1.2の培養液で増殖及び継代する。

ワーキングセルシードは、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

ワーキングセルシードについて、3.2.2の試験を行う。

2.2.1.5 プロダクションセルシード

2.2.1.5.1 増殖及び保存

プロダクションセルシードは、2.2.1.2の培養液で増殖させる。

プロダクションセルシードを保存する場合は、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、

農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

プロダクションセルシードを保存する場合は、3.2.3の試験を行う。

2.2.2 犬アデノウイルス（2型）

2.2.2.1 株化細胞

犬腎株化細胞又は製造に相当と認められた株化細胞を用いる。

2.2.2.2 培養液

製造に相当と認められた培養液を用いる。

2.2.2.3 マスターセルシード

2.2.2.3.1 作製、保存及びプロダクションセルシードまでの最高継代数

マスターセルシードは、2.2.2.2の培養液で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターセルシードは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

マスターセルシードについて、3.2.1の試験を行う。

マスターセルシードは、ワクチンの製造又は試験以外の目的で継代しない。マスターセルシードからプロダクションセルシードまでの最高継代数は、20代以内でなければならない。

2.2.2.4 ワーキングセルシード

2.2.2.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングセルシードは、2.2.2.2の培養液で増殖及び継代する。

ワーキングセルシードは、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

ワーキングセルシードについて、3.2.2の試験を行う。

2.2.2.5 プロダクションセルシード

2.2.2.5.1 増殖及び保存

プロダクションセルシードは、2.2.2.2の培養液で増殖させる。

プロダクションセルシードを保存する場合は、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

プロダクションセルシードを保存する場合は、3.2.3の試験を行う。

2.2.3 犬パラインフルエンザウイルス

2.2.3.1 株化細胞

犬腎株化細胞又は製造に相当と認められた株化細胞を用いる。

2.2.3.2 培養液

製造に相当と認められた培養液を用いる。

2.2.3.3 マスターセルシード

2.2.3.3.1 作製、保存及びプロダクションセルシードまでの最高継代数

マスターセルシードは、2.2.3.2の培養液で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターセルシードは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

マスターセルシードについて、3.2.1の試験を行う。

マスターセルシードは、ワクチンの製造又は試験以外の目的で継代しない。マスターセルシードからプロダクションセルシードまでの最高継代数は、20代以内でなければならない。

2.2.3.4 ワーキングセルシード

2.2.3.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングセルシードは、2.2.3.2の培養液で増殖及び継代する。

ワーキングセルシードは、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

ワーキングセルシードについて、3.2.2の試験を行う。

2.2.3.5 プロダクションセルシード

2.2.3.5.1 増殖及び保存

プロダクションセルシードは、2.2.3.2の培養液で増殖させる。

プロダクションセルシードを保存する場合は、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

プロダクションセルシードを保存する場合は、3.2.3の試験を行う。

2.2.4 犬パルボウイルス

2.2.4.1 株化細胞

犬腎株化細胞又は製造に相当と認められた株化細胞を用いる。

2.2.4.2 培養液

製造に相当と認められた培養液を用いる。

2.2.4.3 マスターセルシード

2.2.4.3.1 作製、保存及びプロダクションセルシードまでの最高継代数

マスターセルシードは、2.2.4.2の培養液で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターセルシードは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

マスターセルシードについて、3.2.1の試験を行う。

マスターセルシードは、ワクチンの製造又は試験以外の目的で継代しない。マスターセルシードからプロダクションセルシードまでの最高継代数は、20代以内でなければならない。

2.2.4.4 ワーキングセルシード

2.2.4.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングセルシードは、2.2.4.2の培養液で増殖及び継代する。

ワーキングセルシードは、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

ワーキングセルシードについて、3.2.2の試験を行う。

2.2.4.5 プロダクションセルシード

2.2.4.5.1 増殖及び保存

プロダクションセルシードは、2.2.4.2の培養液で増殖させる。

プロダクションセルシードを保存する場合は、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

プロダクションセルシードを保存する場合は、3.2.3の試験を行う。

2.2.5 犬コロナウイルス

2.2.5.1 株化細胞

猫腎株化細胞又は製造に相当と認められた株化細胞を用いる。

2.2.5.2 培養液

製造に相当と認められた培養液を用いる。

2.2.5.3 マスターセルシード

2.2.5.3.1 作製、保存及びプロダクションセルシードまでの最高継代数

マスターセルシードは、2.2.5.2の培養液で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターセルシードは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

マスターセルシードについて、3.2.1の試験を行う。

マスターセルシードは、ワクチンの製造又は試験以外の目的で継代しない。マスターセルシードからプロダクションセルシードまでの最高継代数は、20代以内でなければならない。

2.2.5.4 ワーキングセルシード

2.2.5.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングセルシードは、2.2.5.2の培養液で増殖及び継代する。

ワーキングセルシードは、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

ワーキングセルシードについて、3.2.2の試験を行う。

2.2.5.5 プロダクションセルシード

2.2.5.5.1 増殖及び保存

プロダクションセルシードは、2.2.5.2の培養液で増殖させる。

プロダクションセルシードを保存する場合は、凍結して -70°C 以下で保存する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その保存温度とする。

プロダクションセルシードを保存する場合は、3.2.3の試験を行う。

2.2.6 L・カニコウラ

2.2.6.1 培地

製造に相当と認められた培地を用いる。

2.2.7 L・イクテロヘモラジー

2.2.7.1 培地

製造に相当と認められた培地を用いる。

2.2.8 L・グリッポチフォーサ

2.2.8.1 培地

製造に相当と認められた培地を用いる。

2.2.9 L・ポモナ

2.2.9.1 培地

製造に相当と認められた培地を用いる。

2.3 原液

2.3.1 ジステンパーウイルス原液

2.3.1.1 プロダクションセルシードの培養

1 回に処理し、培養した細胞を個別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションセルシードに異常を認めてはならない。

2.3.1.2 ウイルスの培養

プロダクションシードウイルスを2.3.1.1の細胞で培養し、相当と認められた時期に個別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液、遠心上清又はこれらを濃縮したものを混合し、原液とする。

原液について、3.4.1、3.4.2及び3.4.3.1の試験を行う。

2.3.2 犬アデノウイルス（2型）原液

2.3.2.1 プロダクションセルシードの培養

1 回に処理し、培養した細胞を個別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションセルシードに異常を認めてはならない。

2.3.2.2 ウイルスの培養

プロダクションシードウイルスを2.3.2.1の細胞で培養し、相当と認められた時期に個別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液、遠心上清又はこれらを濃縮したものを混合し、原液とする。

原液について、3.4.1、3.4.2及び3.4.3.2の試験を行う。

2.3.3 犬パラインフルエンザウイルス原液

2.3.3.1 プロダクションセルシードの培養

1 回に処理し、培養した細胞を個別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションセルシードに異常を認めてはならない。

2.3.3.2 ウイルスの培養

プロダクションシードウイルスを2.3.3.1の細胞で培養し、相当と認められた時期に個別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液、遠心上清又はこれらを濃縮したものを混合し、原液とする。

原液について、3.4.1、3.4.2及び3.4.3.3の試験を行う。

2.3.4 犬パルボウイルス原液

2.3.4.1 プロダクションセルシードの培養

1 回に処理し、培養した細胞を個別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションセルシードに異常を認めてはならない。

2.3.4.2 ウイルスの培養

プロダクションシードウイルスを2.3.4.1の細胞で培養し、相当と認められた時期に個別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液、遠心上清又はこれらを濃縮したものを混合し、原液とする。

原液について、3.4.1、3.4.2及び3.4.3.4の試験を行う。

2.3.5 犬コロナウイルス原液

2.3.5.1 プロダクションセルシードの培養

1 回に処理し、培養した細胞を個別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションセルシードに異常を認めてはならない。

2.3.5.2 ウイルスの培養

プロダクションシードウイルスを2.3.5.1の細胞で培養し、適当と認められた時期に個別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液、遠心上清又はこれらを濃縮したものを混合し、ウイルス浮遊液とする。

ウイルス浮遊液について、3.4.1及び3.4.2の試験を行う。

2.3.5.3 不活化

ウイルス浮遊液に適当と認められた不活化剤を加えて不活化後、必要に応じて適当と認められた中和剤を用い、不活化剤を中和したものを不活化ウイルス浮遊液とする。

不活化ウイルス浮遊液について、3.4.4.1の試験を行う。

2.3.5.4 原液

不活化ウイルス浮遊液を適当と認められた方法で濃縮したもの又はそのままの液を原液とする。

原液について、3.4.1及び3.4.3.5の試験を行う。

2.3.6 L・カニコーラ原液

2.3.6.1 培養

ワーキングシード菌又はプロダクションシード菌を培地で溶解した後、培地に接種し、培養したものを培養菌液とする。

培養菌液について、3.3の試験を行う。

2.3.6.2 原液

培養菌液を限外ろ過により濃縮し、適当と認められた不活化剤を加えて不活化したものを原液とする。

原液について、3.4.4.2の試験を行う。

2.3.7 L・イクテロヘモラジー原液

2.3.7.1 培養

ワーキングシード菌又はプロダクションシード菌を培地で溶解した後、培地に接種し、培養したものを培養菌液とする。

培養菌液について、3.3の試験を行う。

2.3.7.2 原液

培養菌液を限外ろ過により濃縮し、適当と認められた不活化剤を加えて不活化したものを原液とする。

原液について、3.4.4.2の試験を行う。

2.3.8 L・グリッポチフォーサ原液

2.3.8.1 培養

ワーキングシード菌又はプロダクションシード菌を培地で溶解した後、培地に接種し、培養したものを培養菌液とする。

培養菌液について、3.3の試験を行う。

2.3.8.2 原液

培養菌液を限外ろ過により濃縮し、適当と認められた不活化剤を加えて不活化したものを原液とする。

原液について、3.4.4.2の試験を行う。

2.3.9 L・ポモナ原液

2.3.9.1 培養

ワーキングシード菌又はプロダクションシード菌を培地で溶解した後、培地に接種し、培養したものを培養菌液とする。

培養菌液について、3.3の試験を行う。

2.3.9.2 原液

培養菌液を限外ろ過により濃縮し、適当と認められた不活化剤を加えて不活化したものを原液とする。

原液について、3.4.4.2の試験を行う。

2.4 最終バルク

2.4.1 混合乾燥ワクチン

適当と認められた溶液で濃度調整したジステンパーウイルス原液、犬アデノウイルス（2型）原液、犬パラインフルエンザウイルス原液、犬パルボウイルス原液、L・カニコーラ原液、L・イクテロヘモラジー原液、L・グリッポチフォーサ原液及びL・ポモナ原液を混合して最終バルクとする。この場合、適当と認められた安定剤、保存剤及び消泡剤を添加してもよい。

2.4.2 液状不活化ワクチン

適当と認められた溶液で濃度調整した犬コロナウイルス原液にアルミニウムゲルアジュバントを混合し、最終バルクとする。このとき、適当と認められた保存剤を添加してもよい。

2.5 小分製品

2.5.1 混合乾燥ワクチン

最終バルクを小分容器に分注し、凍結乾燥し、小分製品とする。小分製品について、3.5の試験を行う。

2.5.2 液状不活化ワクチン

最終バルクを小分容器に分注し、小分製品とする。小分製品について、3.5の試験を行う。

3 試験法

3.1 製造用株の試験

3.1.1 マスターシードウイルスの試験

各ウイルス株のマスターシードウイルスについて、以下の試験を行う。ただし、犬コロナウイルスのマスターシードウイルスについては、3.1.1.5、3.1.1.6及び3.1.1.7の試験を行わなくてもよい。

3.1.1.1 同定試験

シードロット規格の1.4.2.1.1.1又は1.4.2.3.1.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.4.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、2.1及び2.2を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.4.2.1 特定ウイルス否定一般試験

猿由来細胞を用いる場合には、内在性レトロウイルス（C、Dタイプ粒子）について、猫由来細胞を用いる場合には、猫白血病ウイルス／猫肉腫ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1及び3.1.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢ウイルス、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.6及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.5 対象動物を用いた免疫原性試験

一般試験法の対象動物を用いた免疫原性試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.6 対象動物を用いた安全性確認試験

一般試験法の対象動物を用いた安全性確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.7 病原性復帰確認試験

一般試験法の病原性復帰確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2 ワーキングシードウイルスの試験

3.1.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3 プロダクションシードウイルスの試験

3.1.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.4 マスターシード菌の試験

3.1.4.1 同定試験

シードロット規格の1.4.2.4.1.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.4.2 夾雑菌否定試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.5 ワーキングシード菌の試験

3.1.5.1 夾雑菌否定試験

3.1.4.2を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.6 プロダクションシード菌の試験

3.1.6.1 夾雑菌否定試験

3.1.4.2を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2 株化細胞の試験

3.2.1 マスターセルシードの試験

3.2.1.1 培養性状試験

シードロット規格の2.1.4.2.1.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.2 起源動物種同定試験

シードロット規格の2.1.4.2.1.2を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.3 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.4 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験

3.2.1.5.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、2.1及び2.2を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.5.2 特定ウイルス否定試験

3.2.1.5.2.1 特定ウイルス否定一般試験

猿由来細胞を用いる場合には、内在性レトロウイルス（C、Dタイプ粒子）について、猫由来細胞を用いる場合には、猫白血病ウイルス／猫肉腫ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2及び3.1.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢ウイルス、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.5、3.2.6及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.6 核学的（染色体）性状試験

シードロット規格の2.1.4.2.1.6を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.7 腫瘍形成性／腫瘍原性試験

シードロット規格の2.1.4.2.1.7を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2 ワーキングセルシードの試験

3.2.2.1 培養性状試験

シードロット規格の2.1.4.2.2.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.3 プロダクションセルシードの試験

3.2.3.1 培養性状試験

シードロット規格の2.1.4.2.3.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.3.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.3.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3 培養菌液の試験

3.3.1 染色試験

検体を一部採取し、グラム染色を行うとき、レプトスピラ以外の菌を認めてはならない。

3.3.2 同定試験

各レプトスピラ血清型に対する特異抗血清をマイクロプレートの各穴に分注し、これと等量の検体を加えて反応させ、各穴の反応液を暗視野下で鏡検するとき、それぞれのレプトスピラ血清型に対する抗血清との反応液に特異凝集を認めなければならない。この場合、他の血清型に対する抗血清及びリン酸緩衝食塩液との反応液に凝集を認めてはならない。

3.3.3 総菌数試験

比濁法を用いて菌数を計算するとき、それぞれの培養菌液は、2,400比濁単位以上でなければならない。

3.4 原液の試験

3.4.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.3 ウイルス含有量試験

3.4.3.1 ジステンパーウイルス含有量試験

3.4.3.1.1 試験材料

3.4.3.1.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液（付記5）又は適当と認められた培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.4.3.1.1.2 培養細胞

犬腎継代細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.4.3.1.2 試験方法

試料0.2mLずつをそれぞれ6穴以上の培養細胞に接種し、34～38℃で5～7日間培養し、

培養細胞を固定した後、ジステンパーウイルス特異抗体を用いた蛍光抗体法によりウイルスを検出する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法とする。

3.4.3.1.3 判定

特異蛍光を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その判定方法とする。

検体のウイルス含有量は、1 mL中10^{5.2}TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

3.4.3.2 犬アデノウイルス（2型）含有量試験

3.4.3.2.1 試験材料

3.4.3.2.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液又は適当と認められた培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.4.3.2.1.2 培養細胞

犬腎継代細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.4.3.2.2 試験方法

試料0.2mLずつをそれぞれ6穴以上の培養細胞に接種し、34～38℃で6～8日間培養し、培養細胞を固定した後、犬アデノウイルス（2型）特異抗体を用いた蛍光抗体法によりウイルスを検出する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法とする。

3.4.3.2.3 判定

特異蛍光を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その判定方法とする。

検体のウイルス含有量は、1 mL中10^{4.7}TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

3.4.3.3 犬パラインフルエンザウイルス含有量試験

3.4.3.3.1 試験材料

3.4.3.3.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液又は適当と認められた培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.4.3.3.1.2 培養細胞

犬腎継代細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.4.3.3.2 試験方法

試料0.2mLずつをそれぞれ6穴以上の培養細胞に接種し、34～38℃で5～7日間培養し、培養細胞を固定した後、犬パラインフルエンザウイルス特異抗体を用いた蛍光抗体法によりウイルスを検出する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法とする。

3.4.3.3.3 判定

特異蛍光を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その判定方法とする。

検体のウイルス含有量は、1 mL中10^{7.6}TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

3.4.3.4 犬パルボウイルス含有量試験

3.4.3.4.1 試験材料

3.4.3.4.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液又は適当と認められた培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.4.3.4.1.2 培養細胞

犬腎継代細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.4.3.4.2 試験方法

試料0.2mLずつをそれぞれ6穴以上の培養細胞に接種し、34～38℃で4日間培養し、培養細胞を固定した後、犬パルボウイルス特異抗体を用いた蛍光抗体法によりウイルスを検出する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法とする。

3.4.3.4.3 判定

特異蛍光を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その判定方法とする。

検体のウイルス含有量は、1 mL中10^{4.2}TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

3.4.3.5 犬コロナウイルス抗原量測定試験

3.4.3.5.1 試験材料

検体、参照品（付記6）、抗犬コロナウイルスモノクローナル抗体（付記7）、固相化抗体（付記8）、標識抗体（付記9）、適当と認められた基質液を用いる。検体は適当と認められた希釈液で階段希釈したものを試料とし、参照品も同様に階段希釈する。

3.4.3.5.2 試験方法

酵素抗体法（以下この項において「ELISA」という。）による。二抗体サンドイッチELISAにより犬コロナウイルス抗原量を測定する。ELISAプレートに固相化抗体を分注、固相化し、適当と認められたブロッキング液を反応させた後、適当と認められた洗浄液で洗浄する。以下各反応後に洗浄する。試料及び参照品の各段階の希釈液を各穴に加え、38～42℃で40～73時間反応させる。抗犬コロナウイルスモノクローナル抗体を各穴に加え、35～39℃で60～90分間反応させる。標識抗体を各穴に加え、35～39℃で60～90分間反応させる。適当と認められた基質液を各穴に加え、主波長405nm、副波長490nm又は492nmで参照品の規定の希釈倍率の吸光度を測定し、その値が参照品毎に規定された値となった時点で反応終了とし、全ウェルの吸光度を測定する。

3.4.3.5.3 判定

参照品中の抗原量を1.0として検体の相対量を算出するとき、相対力価(RP)について、 $1.00RP = 2,264RU$ （相対抗原単位）/mLとして換算した場合、500RU/mL以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その抗原量とする。

3.4.4 不活化試験

3.4.4.1 犬コロナウイルス不活化試験

3.4.4.1.1 試験材料

3.4.4.1.1.1 試料

検体を試料とする。

3.4.4.1.1.2 培養細胞

猫腎継代細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.4.4.1.2 試験方法

試料を培養細胞に接種し、34～38℃で12～16日間培養する。培養期間中、1回以上継代する。培養後、培養細胞を固定し、犬コロナウイルス特異抗体を用いた蛍光抗体法によりウイルスを検出する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法とする。

3.4.4.1.3 判定

培養細胞に特異蛍光を認めてはならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その判定方法とする。

3.4.4.2 レプトスピラ不活化試験

3.4.4.2.1 試験材料

3.4.4.2.1.1 試料

検体を試料とする。

3.4.4.2.1.2 培地

適当と認められた培地を用いる。

3.4.4.2.2 試験方法

試料を培地に接種し、28～32℃で14～21日間培養し、観察する。レプトスピラの発育が認められない場合は菌液を継代、培養し、初代接種後27～29日目に観察する。

3.4.4.2.3 判定

レプトスピラの増殖を認めてはならない。

3.5 小分製品の試験

3.5.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、混合乾燥ワクチンは、固有の色調を有する乾燥物でなければならない。また、液状不活化ワクチンは、固有の色調を有する均質な液体でなければならない。混合乾燥ワクチンを液状不活化ワクチンで溶解したもの（以下この項において「混合ワクチン」という。）は、固有の色調を有する均質な液体でなければならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.5.2 pH測定試験

一般試験法のpH測定試験法を準用して試験するとき、液状不活化ワクチンのpHは、固有の値を示さなければならない。

3.5.3 真空度試験

減圧下で封栓した混合乾燥ワクチンは、一般試験法の真空度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

ただし、窒素充填製品では、本試験を省略することができる。

3.5.4 含湿度試験

一般試験法の含湿度試験法を準用して試験するとき、混合乾燥ワクチンは、適合しなければならない。

3.5.5 無菌試験

混合ワクチンについて、一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなけ

ればならない。

3.5.6 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、混合乾燥ワクチンは、適合しなければならない。ただし、原液を含む中間工程でマイコプラズマ否定試験を実施する場合には、本試験を省略することができる。

3.5.7 ウイルス含有量試験

混合乾燥ワクチンを試験品とし、試験品を液状不活化ワクチンと同量の精製水で溶解し、測定対象以外のウイルスについて各抗血清（付記10から13まで）を非働化したもので中和したものを、ウイルス増殖用培養液又は適当と認められた希釈液で10倍階段希釈した各段階の希釈液を試料とする。

3.5.7.1 ジステンパーウイルス含有量試験

試験品について、3.4.3.1を準用して試験するとき、試験品のウイルス含有量は1頭分当たり $10^{3.5}$ TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法及びそのウイルス含有量とする。

3.5.7.2 犬アデノウイルス（2型）含有量試験

試験品について、3.4.3.2を準用して試験するとき、試験品のウイルス含有量は、1頭分当たり $10^{3.4}$ TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法及びそのウイルス含有量とする。

3.5.7.3 犬パラインフルエンザウイルス含有量試験

試験品について、3.4.3.3を準用して試験するとき、試験品のウイルス含有量は1頭分当たり $10^{5.5}$ TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法及びそのウイルス含有量とする。

3.5.7.4 犬パルボウイルス含有量試験

試験品について、3.4.3.4を準用して試験するとき、試験品のウイルス含有量は、1 mL中 $10^{7.2}$ TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法及びそのウイルス含有量とする。

3.5.8 チメロサル定量試験

チメロサルを添加した混合乾燥ワクチンについては、一般試験法のチメロサル定量法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.9 アルミニウム定量試験

一般試験法のアルミニウム定量試験を準用して試験するとき、液状不活化ワクチンのアルミニウム含有量は、1 mL中固有の値以下でなければならない。

3.5.10 毒性限度確認試験

一般試験法の毒性限度確認試験法1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.11 安全試験

3.5.11.1 試験材料

3.5.11.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

3.5.11.1.2 試験動物

6か月齢未満の犬を用いる。

3.5.11.2 試験方法

試験動物 3 頭を試験群、2 頭を対照群とする。試験群に注射材料 1 頭分ずつを用法に従って 2 回注射し、対照群と共に 6 週間観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

3.5.11.3 判定

観察期間中、試験群及び対照群に異常を認めてはならない。

3.5.12 力価試験

3.5.12.1 ジステンパー力価試験

3.5.12.1.1 試験材料

3.5.12.1.1.1 試験動物

3.5.11の試験に用いた犬を用いる。

3.5.12.1.1.2 中和試験用ウイルス

ジステンパーウイルスN-CDV株又は適当と認められたジステンパーウイルス株を用いる。

3.5.12.1.1.3 培養細胞

適当と認められた培養細胞を用いる。

3.5.12.1.2 試験方法

3.5.11の試験最終日に試験群及び対照群から得られた血清について中和試験を行う。各試験群の血清は、それぞれ等量をプールする。各プール血清を非働化し、ウイルス増殖用培養液又は適当と認められた希釈液で 5 倍階段希釈する。各希釈血清と 0.1mL 中約 200TCID₅₀ の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、4℃で一夜又は 37℃で 60 分間処理する。この各混合液 0.1mL ずつをそれぞれ 4 本（穴）以上の培養細胞に接種し、37℃で 7～8 日間培養し、観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法とする。

3.5.12.1.3 判定

細胞を観察し、CPEを阻止したものを陽性とし、中和抗体価をED₅₀で求める。試験群の中和抗体価は、40倍以上でなければならない。この場合、対照群では、10倍未満でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その中和抗体価とする。

3.5.12.2 犬アデノウイルス（2型）感染症力価試験

3.5.12.2.1 試験材料

3.5.12.2.1.1 試験動物

3.5.11の試験に用いた犬を用いる。

3.5.12.2.1.2 中和試験用ウイルス

犬アデノウイルス（2型）マンハッタン株又は適当と認められた犬アデノウイルス（2型）株を用いる。

3.5.12.2.1.3 培養細胞

犬腎継代細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.5.12.2.2 試験方法

3.5.11の試験最終日に試験群及び対照群から得られた血清について中和試験を行う。各試験群の血清は、ウイルス増殖用培養液又は適当と認められた希釈液で 2 又は 5 倍階段希釈する。各希釈血清と 0.1mL 中約 200TCID₅₀ の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、37℃で 60 分間処理する。この各混合液 0.1 mL ずつをそれぞれ 4 本（穴）以上の培養細胞に接種し、37℃

で7日間培養し、観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法とする。

3.5.12.2.3 判定

細胞を観察し、CPEを阻止したものを陽性とし、中和抗体価をED₅₀で求める。試験群の中和抗体価は、32倍以上でなければならない。この場合、対照群では、2倍未満でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その中和抗体価とする。

3.5.12.3 犬パラインフルエンザ力価試験

3.5.12.3.1 試験材料

3.5.12.3.1.1 試験動物

3.5.11の試験に用いた犬を用いる。

3.5.12.3.1.2 中和試験用ウイルス

犬パラインフルエンザウイルスNL-35-D-LP株又は適当と認められた犬パラインフルエンザウイルス株を用いる。

3.5.12.3.1.3 培養細胞

犬腎継代細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.5.12.3.2 試験方法

3.5.11の試験最終日に試験群及び対照群から得られた血清について中和試験を行う。各試験群の血清は、ウイルス増殖用培養液又は適当と認められた希釈液で2倍階段希釈する。各希釈血清と0.1mL中約200TCID₅₀の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、37°Cで60分間処理する。この各混合液0.1 mLずつをそれぞれ4本（穴）以上の培養細胞に接種し、37°Cで7日間培養する。培養後、培養液を採取し、これに等量の0.5vol%モルモット赤血球浮遊液を加え、静置し、赤血球凝集の有無を観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法とする。

3.5.12.3.3 判定

培養液の赤血球凝集を阻止したものを陽性とし、中和抗体価をED₅₀で求める。試験群の中和抗体価は、4倍以上でなければならない。この場合、対照群では、2倍未満でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その中和抗体価とする。

3.5.12.4 犬パルボウイルス感染症力価試験

3.5.12.4.1 試験材料

3.5.12.4.1.1 試験動物

3.5.11の試験に用いた犬を用いる。

3.5.12.4.1.2 赤血球凝集抗原

犬パルボウイルスNL-35-D-LP株又は適当と認められた犬パルボウイルス株を接種したCRFK細胞培養液を不活化したもので赤血球凝集価128倍以上のものを用いる。

3.5.12.4.2 試験方法

3.5.11の試験最終日に試験群及び対照群から得られた血清について赤血球凝集抑制試験を行う。各試験群の血清は、RDE（付記14）、25w/v%カオリン液及び豚赤血球で処理した後、牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液（付記15）で2倍階段希釈する。各段階の希釈血清に8単位に調整した赤血球凝集抗原を等量加え、常温で60分間反応させた後、VAD6.0液（付記16）で調製した0.5vol%豚赤血球浮遊液を等量加え、4°Cで一夜静置し、赤血球凝集の有

無を観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法とする。

3.5.12.4.3 判定

赤血球凝集を抑制した血清の最高希釈倍数を赤血球凝集抑制抗体価とする。試験群の赤血球凝集抑制抗体価は、64倍以上でなければならない。この場合、対照群では、8倍未満でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その抗体価とする。

3.5.12.5 犬コロナウイルス感染症力価試験

3.5.12.5.1 試験材料

3.5.12.5.1.1 注射材料

混合ワクチンを注射材料とする。

3.5.12.5.1.2 試験動物

体重約300gのモルモットを用いる。

3.5.12.5.1.3 中和試験用ウイルス

犬コロナウイルス戸田株又は適当と認められた犬コロナウイルス株を用いる。

3.5.12.5.1.4 培養細胞

猫腎継代細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.5.12.5.2 試験方法

試験動物5匹を試験群、2匹を対照群とする。試験群に注射材料の1mLを21日間隔で2回注射する。2回目注射後7日目の血清について中和試験を行う。

各試験群の血清は、ウイルス増殖用培養液で2倍階段希釈する。各希釈血清と50 μ L中約200TCID₅₀の中和試験用ウイルス液を等量混合し、37°Cで60分間処理する。各混合液50 μ Lずつをそれぞれ4本（穴）以上の培養細胞浮遊液に接種し、37°Cで6日間培養し、観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験方法とする。

3.5.12.5.3 判定

培養細胞の4本（穴）のうち2本（穴）以上にCPEの阻止を認めた血清の最高希釈倍数を中和抗体価とする。

試験群の抗体価は、80%以上が8倍以上でなければならない。この場合、対照群では、いずれも2倍以下でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その中和抗体価とする。

3.5.12.6 犬レプトスピラ病力価試験

3.5.12.6.1 試験材料

3.5.12.6.1.1 注射材料

混合ワクチンを注射材料とする。

3.5.12.6.1.2 試験動物

体重約300gのモルモットを用いる。

3.5.12.6.1.3 凝集反応用菌液

L・カニコーラ、L・イクテロヘモラジー、L・グリッポチフォーサ及びL・ボモナの生菌浮遊液を用いる。

3.5.12.6.2 試験方法

注射材料1mLずつを10匹の試験動物に7日間隔で2回皮下注射する。2回目注射後14日目に得られた各個体の血清について、凝集反応用菌液を用いて、マイクロプレート生菌凝

集反応を行う。

3.5.12.6.3 判定

プレートの各穴を暗視野顕微鏡で観察し、菌の凝集を認めた血清の最高希釈倍数を凝集抗体価とする。L・カニコーラ、L・イクテロヘモラジー、L・グリッポチフォーサ及びL・ポモナに対する凝集抗体価が、それぞれ16倍、8倍、16倍及び8倍以上のとき、凝集抗体陽性とする。

それぞれの菌液に対する試験動物の凝集抗体陽性率は、いずれも70%以上でなければならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、製造後1年9か月間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

付記1 抗L・カニコーラ血清

L・カニコーラで免疫した兎又はモルモットの血清

付記2 抗L・イクテロヘモラジー血清

L・イクテロヘモラジーで免疫した兎又はモルモットの血清

付記3 抗L・グリッポチフォーサ血清

L・グリッポチフォーサで免疫した兎又はモルモットの血清

付記4 抗L・ポモナ血清

L・ポモナで免疫した兎又はモルモットの血清

付記5 ウイルス増殖用培養液

1,000 mL中

牛血清

10~20 mL

トリプトース・ホスフェイト・ブロス

2.95 g

イーグルMEM

残量

pHを7.0~7.6に調整する。

必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

付記6 参照品

犬コロナウイルス製造用株を培養したウイルス浮遊液を不活化し、必要に応じて精製したもの又はこれにアルミニウムゲルアジュバントを添加したもの。攻撃試験により直接的又は間接的に対象動物に対する有効性が確認されたものであって、動物医薬品検査所が適当と認めたもの。

付記7 抗犬コロナウイルスモノクローナル抗体

犬コロナウイルスに対するマウスモノクローナル抗体で、適当と認められたブロッ

キング液で至適濃度に希釈したもの

付記8 固相化抗体

猫伝染性腹膜炎ウイルスを感染させた猫から採取した腹水から得た抗体で、適当と認められた緩衝液で至適濃度に希釈したもの

付記9 標識抗体

アフィニティ精製ペルオキシダーゼ標識羊抗マウスIgG抗体で、適当と認められたブロッキング液で至適濃度に希釈したもの

付記10 抗アデノウイルス（2型）血清

犬アデノウイルス（2型）で免疫した兎又はモルモットの血清で、試験品のウイルスを完全に中和する力価を有するもの

付記11 抗犬パラインフルエンザウイルス血清

犬パラインフルエンザウイルスで免疫した兎又はモルモットの血清で、試験品のウイルスを完全に中和する力価を有するもの

付記12 抗犬パルボウイルス血清

犬パルボウイルスで免疫した兎又はモルモットの血清で、試験品のウイルスを完全に中和する力価を有するもの

付記13 抗ジステンパーウイルス血清

ジステンパーウイルスで免疫した兎、モルモット又はフェレットの血清で、試験品のウイルスを完全に中和する力価を有するもの

付記14 RDE

市販のRDEを処方に従い、生理食塩液20mLで溶解し、小分けし、凍結して-20°C以下で保存する。

付記15 牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液

1,000 mL中

塩化ナトリウム 7.01 g

ホウ酸 3.09 g

水酸化ナトリウム 0.96 g

水 残量

牛血清アルブミンを0.2 w/v%となるように加えたのち、pH9.0に調整する。

付記16 VAD6.0液

1,000 mL中

塩化ナトリウム	8.77 g
無水リン酸水素二ナトリウム	5.68 g
リン酸二水素ナトリウム二水和物	40.56 g
水	残量

牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液と等量混合してpH6.0に調整する。